

## 事業実施・助成ガイドライン細則7 事業進捗報告にかかる措置

### (事業進捗の報告)

第1条 事業開始後、実施団体は定期的に事業の進捗報告をしなければならない。

### (事業進捗報告の頻度)

第2条 事業進捗報告は、事業審査委員会が別途定める場合を除き、月毎に行う。ただし、事業期間が1ヶ月に満たない場合は、不要とする。

2 事業進捗報告は、当月分を翌月5営業日の17時までに提出する。

### (事業進捗報告の方法)

第3条 事業進捗報告は、電子メールにより、以下の電子メールアドレスに対して行う。

(1) jigyoshinsa@japanplatform.org

(2) ngo@japanplatform.org

2 治安上の理由により、事業進捗報告の報告先を事業審査委員会に限ることもある。

### (事業進捗報告の報告事項)

第4条 事業進捗報告は、指定された様式に基づき、以下の内容を報告する。

#### 1. 対象期間中の活動状況

(1) 事業計画の事業進捗管理表に基づく事業の進捗状況

(2) 活動内容

(3) 進捗遅延の理由（遅れがあった場合）

(4) 成果を測る指標の達成度

(5) 活動上の課題・問題点と対処状況

(6) 事務局への変更申請・変更の報告

(7) スタッフの異動等

#### 2. 事業実施をめぐる環境

(1) 政治・社会状況

(2) 治安・安全状況

(3) 上記状況が及ぼす事業への影響

(4) その他特記事項

### 附則

1. 本細則は、2011年度第2回常任委員会の承認を得て、2011年6月1日から施行する。

2. 本細則は、2011年度第12回常任委員会の承認を得て、2012年4月1日から施行する。

3. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日から施行する。

4. 本細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日から施行する。

5. 本細則は、2015年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2015年10月1日から施行する。
6. 本細則は、2018年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2018年10月1日から施行する。
7. 本細則は、常任委員会の議決（メール審議 639）により改正し、2019年12月19日より施行する。
8. 本細則は、2020年度第9回常任委員会の議決により改正し、2021年4月1日より施行する。